

新 旧 対

新

高知県森林環境保全基金条例（抜粋）

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）付則第33条で定める森林環境の保全に係る県民税の均等割の税率の特例による加算額（第5条において「森林環境税」という。）の収納相当額及び前条の目的のために寄附された寄附金の額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 略

照 表

旧

高知県森林環境保全基金条例（抜粋）

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）付則第33条で定める森林環境の保全に係る県民税の均等割の税率の特例による加算額（第5条において「森林環境税」という。）の収納相当額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 略